

2019 年度タイ国別研修「コミュニティ起業家振興（D-HOPE アプローチ）」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「JICA 九州」という）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招く民間セクター分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、地方開発手法と実践に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人インスティテュート・フォー・コミュニティ・デザイン（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 九州所管地域において、地方開発に関する長年における研修実施実績があり、同分野での研修実施の知見が蓄積されています。九州内での地方開発分野における自治体や実施団体の関係者など多様な講師を招請できること、地方開発手法にかかる理論と実践を交えた研修効果の高いプログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2019 年度タイ国別研修「コミュニティ起業家振興（D-HOPE アプローチ）」研修委託業務
- (2) 業務内容：別紙1「研修委託業務概要」のとおり。
- (3) 研修コース実施期間（予定）：
2019 年 7 月 28 日から 2019 年 8 月 10 日まで（予定）
- (4) 履行期間（予定）：
2019 年 6 月下旬から 2019 年 10 月上旬まで（予定）

2 応募要件

- (1) 基本的要件：
 - ① 公示日において、平成 28・29・30 年度もしくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という）。
なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、必要な書類を提出することで、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
 - ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 業務を統括するための統括責任者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- ② 研修コースを九州で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施する事は差し支えない。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年4月11日(木)午前10時から同年4月25日(木)午後4時まで
	提出場所	JICA九州 研修業務課 〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
	提出書類	・参加意思確認書(別紙2) ・同書2 応募要件に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年4月26日(金)
	通知方法	(1)参加意思確認書の提出者:郵送 (2)特定者:JICA九州ウェブサイト「調達情報」「公告・公示情報」「研修委託契約」で公開。
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求期限	2019年5月9日(木)
	回答予定日	2019年5月14日(火)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金:免除
- (11) 共同企業体の結成:認めない
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ウェブサイトの「調達情報」(URL:
<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について:
本公示により、公募参加確認書を提出する者については、その法人・団体名を契約情報として当機構ウェブサイト上に公表しますので、予めご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ウェブサ

イト上に公表しますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結についてご理解をお願いいたします。

具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公開について同意されたものとしします。

以 上

別紙 1 : 研修業務委託概要

別紙 2 : 公募参加確認書

別紙 3 : 誓約書

別紙 4 : 資格審査申請書

2019 年度タイ国別研修「コミュニティ起業家振興 (D-HOPE アプローチ)」
研修委託業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) コース名

2019 年度タイ国別研修「コミュニティ起業家振興 (D-HOPE アプローチ)」

(2) 研修の目的と背景

1980 年代後半から急速に経済成長を遂げたタイは 2012 年に中進国入りを果たし、その後も堅調な経済成長を続けているが、近年は特に都市・農村部の地域格差の是正が命題となっている。このことからタイ政府は地方開発、農村の自主自立、伝統の知恵の維持を目的として、2001 年より日本の一村一品運動 (One Village One Product) をモデルにした、OTOP (One Tambon One Product=「一区一品」) を行い、農村部における生産活動・経済活動の活発化に努めてきた。近年はこれらの経験を踏まえ、草の根経済の促進、OTOP フェア、OTOP ビレッジを展開するとともに、今年には新たに OTOP ナワビティに多くの予算を付けさらなる発展に注力してきている。しかし、政府からの支援の多くは能力の高い生産者に限定され、生産基盤の弱い生産者やコミュニティ全体の巻き込みは未だ弱く、コミュニティの自主自立・創意工夫の具現までには至っていない。

他方、JICA はタイ側の要請に基づき 2012 年 5 月より 3 年間、「スリン県におけるコミュニティ・キャパシティ開発による地方開発プロジェクト (草の根技術協力)」において、OTOP を補完するべく「分散体験型見本市 (D-HOPE: Decentralized Hands-On Program Exhibition)」の手法を導入したプロジェクトを実施した。

このような経緯の下、スリン県での成果を受け、タイ政府の要請に基づき、JICA は、内務省コミュニティ開発局をカウンターパート機関として 2017 年 11 月より D-HOPE の全国展開を基軸とした「コミュニティ起業家振興プロジェクト (D-HOPE プロジェクト)」を開始した。同プロジェクトは、タイ国内 76 県への D-HOPE の導入・実施を行うものであり、中央及び県レベルでの D-HOPE 実施体制の構築と県レベルでの D-HOPE 実施により、コミュニティ企業家の振興を図り、もってプロジェクト対象地の草の根経済の活性化への寄与を目指すものである。本年度は、対象 9 県に対する D-HOPE 導入に焦点を当て活動をしてきたが、他方タイ内務省コミュニティ開発局の 2018 年 10 月の新年度の事業活動の展開にあたり、本プロジェクトの OTOP 関連政策と連携強化・統合の可能性、また、タイ側が確保した OTOP のための D-HOPE 関連予算の執行に対する検討が求められている。

本件研修は、このような背景を踏まえ、本プロジェクトの新規対象県に対する D-HOPE 実施のための体制構築とアクション・プランの作成を目的として実施する。なお、カウンターパート機関であるタイ内務省コミュニティ開発局の新年度予算によって実施される OTOP 関連政策への本件プロジェクトの D-HOPE アプローチの適用可能性等について合わせて検討する。

(3) 2019 年度研修の到達目標 (単元目標)

- 1) コミュニティ・キャパシティ及び地方開発のアプローチ概念を理解する。
- 2) 分散・体験型見本市: D-HOPE アプローチの概念・手法を理解する。

- 3) 日本のコミュニティ・キャパシティ及び地方開発、特に体験型プログラムの事例について観察・理解する。
- 4) コミュニティ・キャパシティと地方開発、及び分散・体験型見本市：D-HOPE アプローチをもとにアクション・プランを作成する。

(4) 研修内容

1) 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目とし、D-HOPE プロジェクトの新規対象県に対する D-HOPE 実施のための体制構築とアクション・プランを作成することを目指す。

(ア) 導入研修：講義

- ・コミュニティ開発と地方開発
- ・計画・評価
- ・組織的付加価値創造
- ・D-HOPE アプローチ

(イ) スタディ・ツアー

- ・臼杵市における体験型プログラムへの参加及び体験に基づく理解
- ・総社市における体験型プログラムへの参加及び体験に基づく理解

(ウ) グループ討議（政策討議）

- ・D-HOPE プロジェクトに関する政策討議

(エ) グループ討議（アクションプランの作成）

- ・D-HOPE 実施のための体制構築とアクション・プランの作成

2) 研修方法

プログラムはタイ語（日本語・タイ語通訳、なお、必要に応じ英語・タイ語通訳を活用）で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員がこれを行う。

(ア) 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

(イ) 演習・実験／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

(ウ) 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

(エ) レポート作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

3) 研修付帯プログラム (JICA が実施するプログラム)

集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に、実施する。

(5) 研修員

- 1) 定員 : 15 名 (応募状況及び選考結果により数名増減の可能性あり)
- 2) 研修対象国 : タイ
- 3) 対象組織 : 内務省コミュニティ開発局 (D-HOPE プロジェクト関連部署)

(6) 研修期間

2019年7月28日から同年8月10日まで (予定)

なお、事前準備・事後整理期間として、技術研修期間の前に約1ヶ月、同期間の後に約2ヶ月を加える。

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認 (評価項目・評価基準の策定)
- 4) コース評価要領の作成
- 5) 研修員選考会への出席
- 6) JICA その他関係機関との連絡・調整
- 7) 研修監理員との調整・確認
- 8) コースオリエンテーションの実施
- 9) 研修の運営管理とモニタリング
- 10) 研修員の技術レベルの把握 (個別面接の実施等)
- 11) 各種発表会の実施
- 12) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 13) 研修員からの技術的質問への回答
- 14) 評価会への出席、実施補佐
- 15) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 16) 反省会への出席
- 17) 講義、見学の評価

(2) 講義 (演習・実習) の実施に関する事項

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- 5) 講義等実施時の講師への対応
- 6) 講師謝金の支払い
- 7) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 8) 講師 (乃至所属先) への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書乃至同行依頼文書の作成・送付
- 2) 見学先への引率
- 3) 見学謝金等の支払い
- 4) 見学先への礼状の作成と送付

(4) 留意事項

JICA は研修実施に関し、タイ語の研修監理員を配置する。研修監理員は講義及び演習・実習、並びに見学・研修旅行時の通訳を行う。教材・テキストの翻訳並びに研修員及び同行者の研修旅行の手配についても JICA を通じて行う。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、業務完了後速やかに提出する。

4. その他

- (1) JICA は、研修実施の運営にかかる事務手続き関連業務を、別途団体等に委託して実施予定である。研修実施にあたっては、受注者は必要に応じ団体等との調整を行うものとする。
- (2) 本業務概要は予定段階のものであるため、詳細については変更される可能性もある。

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
九州センター契約担当役
所長 植村 吏香 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(法人番号)
(代表者役職氏名)
(担当者所属役職氏名)
TEL
FAX
メールアドレス

2019年度タイ国別研修「コミュニティ起業家振興(D-HOPEアプローチ)」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

(2)

平成 28・29・30 年度もしくは平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

➤ 資格審査申請書 (別紙 4)

(http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_examine.pdf)

➤ 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)

➤ 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)

➤ 納税証明書(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)(写)

(2) その他の要件：

① 誓約書の提出(別紙 3)

② 特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
九州センター
契約担当役 所長
植村 吏香 殿

2019 年度タイ国別研修「コミュニティ起業家振興（D-HOPE アプローチ）」の参加意思の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認が無効となることに同意します。

住	所	
法	人	名
法	人	番 号
役	職	名
代	表	者 氏 名
		役職印

1 反社会的勢力の排除

参加意思確認公募から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理でき

る体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

資格審査申請書

申請日:

独立行政法人国際協力機構
九州センター
契約担当役 所長 殿

以下の業務への参加における資格審査を申請します。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

業務名	
-----	--

1. 申請者

ふりがな		
法人名 (登記されている商号)		
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である	該当する・該当しない
本社所在地 (登記されている本社住所) TEL・FAX		
代表者	役職名	
	ふりがな	
	氏名	

2. 担当者連絡先(審査結果通知の窓口になっていただく方)

担当者	部署名	
	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	Email	
	住所 TEL・FAX	(本社所在地と同一の場合は記入不要)

3. 添付書類(添付した書類に○。)

1. 登記事項証明書(写)	発行日から3ヶ月以内のもの	
2. 財務諸表	直近1か年分、法人名、決算期間が記載されていること	
3. 納税証明書(その3の3)(写)	発行日から3ヶ月以内のもの	

4. 経営状況

※下記金額の千円未満は四捨五入とする。

①営業実績(単位:千円) 決算期間および損益計算書の売上高を直前2か年分記入

直前決算年度 年 月 日 ~ 年 月 日	直前々決算年度 年 月 日 ~ 年 月 日	平均実績額 (A+B) / 2
A	B	①

②自己資本額(単位:千円) 直前決算時の貸借対照表の金額を記入

	直前決算時	剰余(欠損)金処分類
資本金		
準備金・積立金	*注1	
次期繰越利益(欠損)金		*注2
小 計	A	B
純資産合計 A+B	②*注3	

*注1: (貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、)

*注2: 繰越利益剰余金(欠損はマイナス表示とする)

*注3: 貸借対照表の純資産合計と一致

③流動比率 直前決算時の貸借対照表の金額を記入

流動資産(千円)	A		流動比率 $A/B \times 100(\%)$	③
流動負債(千円)	B			

④営業年数 登記事項証明書の会社成立の年月日からの満年数を記入

営業年数	④	年
------	---	---

本申請書に記載された情報は、氏名を除き情報公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

以上